慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法六四二〕コロナ禍において事前登録制を採用して出席株主を限定する株主総会が許容された事例 (スルガ銀行定時株主総会開催禁止等仮処分命令申立事件) (静岡地方裁判所沼津支部令和四年六月二七日決定)
Sub Title	
Author	長畑, 周史(Nagahata, Shūshi) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2023
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.96, No.9 (2023. 9) ,p.31- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20230928-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

コロナ禍において事前登録制を採用して出席株主を限定する株主総会が許容された事例（スルガ銀行定時株主総会開催禁止等仮処分命令申立事件）

〔商法　六四二〕

静岡地方裁判所沼津支部令和四年六月二七日決定
令和四年（ヨ）第三二号株主権妨害禁止仮処分命令申立事件
金融商事判例一六五二号三七頁
資料版商事法務四六一号一三七頁

〔判示事項〕

一、株主が総会参与権を有するとしても、希望すれば必ず株主総会に出席できる権利であるとは認められない。

二、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という公益目的のために出席する株主数を一定数に限定し、かつ、株主間の公平性を担保するために、事前登録の希望者が会場に設置する座席数を超える場合には事前登録者から抽選により出席者を選定するという事前登録制を採用することは、やむを得ないものであり、これが合理性を欠くものであるとは認められない。

三、会社法三六〇条の取締役に対する違法行為差止請求権について、個別株主通知がされた後、社債、株式等の振替に関する法律一五四条二項に規定する期間内に権利行使が履践されていないことに争いはないし、本件株主総

会開催により本件会社に回復することができない損害が生ずるおそれ（会社法三六〇条一項、三項）があると認めるに足りる疎明もない。

〔参照条文〕

会社法三六〇条

〔事実概要〕

Y社（スルガ銀行株式会社、債務者会社）の代表取締役であるY₂（債務者）は、令和四年（二〇二二年）六月、株主らに対し、別紙株主総会目録記載の定時株主総会（以下「本件株主総会」という）を、同月二九日午前一〇時から静岡県沼津市所在のプラサヴェルデ一階コンベンションホールA（以下「本件会場」という）で開催することを通知したが、その際、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、来場を控えて、郵送又はインターネットによる議決権の事前行使を検討すること、出席を希望する株主は事前に登録をして、事前登録の希望者が会場に設置する座席数を超える場合には事前登録者を抽選とする事前登録制とすること、事前登録をしなかった株主、抽選で当選しなかった株主及び入場の際に当選が確認できなかった株主は、会場に入場することができないことを併せて通知した。

そこで、本件株主総会において別紙株主総会目録記載の第四号議案ないし第一三号議案（以下、併せて「本件提案」という）を提案した株主であるX（債権者）らが、株主による株主総会への出席について事前登録制を採用することは、株主が株主総会に出席して、議題・議案に関する説明を求め、又は意見を陳述する機会や、株主提案の趣旨説明をする機会を不当に奪うものである旨主張して、主位的に、Y社に対し、株主の総会参与権に基づく妨害排除請求権として、又は、会社法三六〇条の違法行為差止請求権に基づき、本件株主総会の開催の差止を求め、予備的に、Xらに対し、総会参与権に基づく妨害排除請求権に基づき、本件株主総会にXらが出席して株主権を行使することの妨害禁止を求めた。

なお、本件株主総会において議決権がある株式を有する株主は、二万九〇二九名である。Y社では、遅くとも令和元年以降、毎年、本件会場で定時株主総会を開催している。出席した株主数は、議決権がある株式を有する株主のうち、令和元年が五五六人、令和二年が一八三人、令和三年が二四八人であった。本件会場の本来の収容人数は最大一〇〇

○名程度であるが、新型コロナウイルス感染症が流行した令和二年以降の定時株主総会では、出席した株主の座席間に間隔が設けられたため、本件会場に収容できる株主数が減少した。そして、令和二年及び令和三年の定時株主総会では、出席する株主数が事前に制限されていなかったため、本件会場に収容できなかった株主は、同じ建物にあるコンベンションホールBに収容されたが、令和三年には会場が満員のため三名の株主が入場できなかった。

また、本件株主総会では、事前登録制の抽選により出席できる株主数は、（本件会場に加え、コンベンションホールBに収容する株主も加えた合計で）二〇六名である（株主以外に会場にいる役員、運営スタッフ、警備員等の人数は六一名程度であった）。本件株主総会に出席を希望する株主は、令和四年六月二〇日午後五時までに受付専用ウェブサイトから申込みを行い、同月二二日にメールにより抽選結果が通知される。書面又はインターネット等による議決権行使の期限は同月二八日午後五時到着分又は送信分であり、抽選に外れた株主も、書面又はインターネットによる議決権の行使が可能である。なお、本件株主総会では、ウェブでの参加等の措置は設けられていない。事前登録制による抽選の結果、Xら三〇三名のうち八三名が当選し、本件株主総会に出席できることになった。これは、Xらの約二七パーセントに当たる。また、当選しなかった株主は、当選した株主の委任を受ければ代理出席が認められていた。

〔決定要旨〕

株主総会開催にあたっては会場の規模や時間的制約等により出席株主数を無制限とすることはできず、株主が総会参与権を有するとしても、希望すれば必ず株主総会に出席できる権利であると認めることはできない。したがって、株主の総会参与権に基づいて株主総会開催の差止請求権を観念することは困難であると言わざるを得ない。

令和四年六月現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、感染拡大のピーク時を下回っており、静岡県下においても、政府による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は発令されていないものの……今なお新型コロナウイルス感染症に感染する危険性を無視できる段階には至っていない。経済産業省及び法務省が令和二年四月二日付けで作成した「株主総会運営に係るQ&A」では、本件株主総会と同様の事前登録制を採用することが許容されているところ、現在まで上記Q&Aに示された見解は変更されていない。さらに、令和三年六月の第二一〇期定時株主総会に

おいては、議事の最中に出席した株主が大声で不規則発言をしたり、議事の進行役を務めるAがいた会場前方の演台に複数の株主が係員の制止を無視して詰め寄る場面が散見されたりするなど、飛沫感染等のリスクが懸念される状況が生じていたものである。そうすると、Yらが指摘するように、沼津市の他の企業では、事前登録制を採用せずに株主総会を開催している事実があることを踏まえても、現時点で、不特定多数の株主がY社の定時株主総会に全国から集まる際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という公益目的のために出席する株主数を一定数に限定し、かつ、株主間の公平性を担保するために、事前登録の希望者が会場に設置する座席数を超える場合には事前登録者から抽選により出席者を選定するという事前登録制を採用することは、やむを得ないものであり、これが合理性を欠くものであるとは認められない。

また、債務者会社の定款では、株主総会は沼津市で開催すると規定されているところ……「静岡県　まん延防止等重点措置解除後の当面の対応（令和四年三月一八日）」に基づき、当面の間、催事場人数を、五〇〇〇人以下かつ各施設の収容定員の一〇〇％以下（大声なし）または五〇％以下（大声あり）の人数とする措置を継続するとともに、感染リスクを軽減するため、上記制限の範囲内であっても主催者が自主的に制限を設けることを要請している状況にあることなどからすると、本件株主総会の開催場所として本件会場を採用した上で、本件株主総会に出席できる人員数（株主及び債務者会社関係者等）を絞り、結果として、出席することができる株主数が二〇六名に限定されることもやむを得ないものといわざるを得ない。

また、Xらは、被保全権利として、会社法三六〇条の取締役に対する違法行為差止請求権も主張するが、Y社において、少数株主権である上記請求権を行使するには、Y社に対して個別株主通知がされた後、社債、株式等の振替に関する法律一五四条二項に規定する期間内に権利行使することを要するところ、本件では、これが履践されていないことに争いはないし、本件株主総会開催により本件会社に回復することができない損害が生ずるおそれ（会社法三六〇条一項、三項）があると認めるに足りる疎明もない。

総会参与権は、会社に対して、希望する株主全員を株主総会に出席させなければならないとする権利であるとは認められないし、仮に、株主の総会参与権の妨害について排除を求める権利を観念する余地があるとしても、本件では、次のとおり、Xらの妨害排除請求は認められない……確か

に、株主総会において適切な討議を経た決議が行われるためには、株主提案をした株主による趣旨説明や質疑応答の機会が設けられることが重要な要素となるということはできるものの……株主総会招集通知書には提案の理由が記載されているから、株主総会における趣旨説明や質疑応答の場面で、債権者全員の出席が不可欠であるとは考え難い。そして、本件では、債権者らの約二七パーセントが事前登録制の抽選に当選している上、抽選に外れた株主であっても、当選した株主から委任を受ければ本件株主総会に代理出席することができるから、当選した株主である債権者あるいは当選者から委任された株主である債権者において、本件提案の趣旨説明を行うことは十分に可能であって、本件株主総会において事前登録制が採用されたことにより、債権者らによる株主提案の趣旨説明の機会が奪われたとすべき状況は認められない。そうすると、事前登録制を採用して株主総会に出席する株主を一定数に限定することに合理性が認められる本件においては、事前登録制を採用したことが、抽選により出席することができない債権者との関係で、その総会参与権を不当に侵害するものであるとは認められないし、抽選に当選した債権者又は当選した債権者の委任を受けて本件株主総会に出席できる債権者との関係では、そもそもその総会参与権を制約するものではない。

なお、Xらは、Yらがコロナを利用してXらを排除しようとしている旨主張するが、以上のとおり、出席株主数の制限及び事前登録制の採用には合理的理由が認められるから、Xらの主張は採用できない。

〔研　究〕　理由付けと結論には疑問がある。

一、本件はコロナ禍三年目である二〇二二年度の株主総会において、事前登録制を採用し抽選により出席者を選定したために、抽選に外れた出席希望者が株主総会に出席できなかったため、株主総会の差止め及び妨害禁止を求めた事案である。従来の学説判例では、会社側が出席予想株主数よりも少ない会場を用意したために株主が株主総会に参加できなかった場合、株主総会決議取消事由に当たると考えられていたため（東京弁護士会会社法部編『新株主総会ガイドライン〔第二版〕』（商事法務・二〇一五年）四八頁）、感染対策を理由とした出席株主の制限が認められるのかについては不明瞭な状況にあった。このため、行政からのガイドラインの公表や学説の展開、バーチャルオンリー型株主総会及び株主総会資料の電子提供制度など対応が急速に進んだという背景がある。このため、本稿では「二、新型

コロナウイルス感染症による当時の規制状況の確認」、「**三**、従来の解釈」、「**四**、コロナ禍でのガイドラインと学説の展開」、「**五**、バーチャル株主総会による代替手段を条件とした人数制限を主張する学説の展開」、「**六**、本決定に対する評価と分析」という順番で検討を進めたい。

二、周知の事実ではあるが、二〇二〇年二月前後から新型コロナウイルスの蔓延が世界的な問題として注目され始め、日本においても同年四月七日に緊急事態宣言による緊急事態措置が同年五月二五日まで実施された（なお、静岡県を含む全都道府県を対象としたのは四月一六日からであった）。また、翌年となる二〇二一年一月八日から同年三月二一日まで二回目の緊急事態が宣言された（ただし、静岡県は含まれていない）。さらに、同年四月二五日から六月二〇日に三回目の緊急事態が宣言され（ただし、静岡県は含まれていない）、続けて、同年七月一二日から九月三〇日まで四回目の緊急事態が宣言された（静岡県は八月二〇日から九月三〇日までが対象であった）（内閣官房「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告（令和三年一〇月）」https://corona.go.jp/news/pdf/houkoku_r031008.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧）。なお、資料全体は、新型コロナウイルス等感染症対策推進室（内閣官房）「新型コロナウイルス感染症対策」ウェブサイト https://corona.go.jp/emergency/（二〇二三年八月一九日閲覧）からアクセスすると分かりやすい）。

さらに、緊急度が一段階低い（緊急事態宣言とまん延等防止重点措置の違いについては、内閣府「緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について」https://corona.go.jp/emergency/pdf/kinkyujitaisochi_20210419.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧）の整理が分かりやすい）、まん延防止等重点措置が静岡県で実施されたのは、二〇二一年八月八日から三一日（新型コロナウイルス感染症対策本部長「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210805.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧））までが初めてである（なお、八月二〇日からは緊急事態宣言の対象が静岡県を含むことになったため、実質的には八月一九日までとなった）。さらに、二〇二二年一月二七日から三月二一日まで実施されていた（新型コロナウイルス感染症対策本部長「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和四年一月二五日）」https://corona.go.jp/emergency/

pdf/kouji_20220125.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧）なお、当初は二月二〇日までだったが、最終的に三月二一日まで延長された）。

以上のように、本件株主総会の前後において政府による制限は特に存在しなかったが、静岡県独自の対応も存在しており補完的な役割を果たしていた。二〇二一年五月一四日に、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が公表した「県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針（以下、対応方針一という）」（静岡県ウェブサイト「県内での感染拡大を踏まえた今後の方針（令和三年六月二五日終了）」https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/covid19/taiouhoushin/1035894.html（二〇二三年八月二二日閲覧））では、催物（イベント等）の開催制限（人数上限・五〇〇〇人かつ収容定員の五〇％以内、飲食を伴わないこと等）も求めていたが、最終的に六月二五日に感染状況が落ち着いた（国の感染警戒区分で「ステージⅢ→Ⅱ」、静岡県独自の警戒レベルで「レベル4→5」になった）として終了した。政府による緊急事態宣言解除後も、九月三〇日付（静岡県ウェブサイト「緊急事態宣言解除後の静岡県の対応方針」https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/921/211001taiou_houshin.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧））で、一〇月一日から一四日まで催物（イベント等）の開催制限（大声なしの場合は収容率一〇〇％、大声ありの場合は五〇％以内）を実施している（以下、対応方針二という）。さらに、一一月二六日付「政府基本的対処方針を踏まえた当面の対応（以下、対応方針三という）」（静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部「政府基本的対処方針を踏まえた当面の対応」https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/920/211126taiouh.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧））では、制限内容は変わらないまま、実施期間は同日より当面の間となって終了時期が不明確になり、本決定でも取り上げられる、二〇二二年三月一八日付で公表された「まん延防止等重点措置解除後の静岡県の当面の対応（以下、対応方針四という）」（静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部「まん延防止等重点措置解除後の当面の対応について」https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/950/0322_onegai.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧））でも制限内容は変わらないまま、期間について言及がされておらず、現在まで終了等の公表はされていない。このため、本決定でも対応方針四は有効であること

を前提に判断されている。なお、前述の対応方針一の終了基準との比較で考えると、株主総会の招集が行われた二〇二二年六月一〇日の国評価レベルは1とされており（静岡県「静岡県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等」https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/728/220610hyokalevel.pdf（二〇二三年八月一九日閲覧））、切迫性は高くなかったように思われる。

三、次に従来の解釈について確認しておきたい。まず、本件で特徴的なのは、主位的請求としてY会社に対して、株主の総会参与権に基づく妨害排除請求権として、又は、会社法三六〇条の違法行為差止請求権により株主総会の開催禁止の仮処分を求めている点である（なお、後者については権利行使のための手続き不備が指摘されているため、本件では前者が主な争点となっている）。

株主総会開催禁止の仮処分では、要件として被保全権利の存在と保全の必要性が要求される（東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ〔第三版〕』（判例タイムズ社・二〇一一年）八九六頁）。前者の被保全権利については、本件で主張されている妨害排除請求権あるいは会社法三六〇条の違法行為差止請求権となるが（中島弘雅「株主総会をめぐる仮処分」中野貞一郎＝原井龍一郎＝鈴木正裕編『仮処分の諸類型』（法律文化社・一九九六年）三一一頁、門口正人編『新・裁判実務体系〔第一一巻〕会社訴訟・商事仮処分・商事非訟』（青林書院・二〇〇一年）二二九頁、小柿徳武「春日電機臨時株主総会開催禁止仮処分命令申立事件」商事法務一九九六号（二〇一三年）五二頁）、後者の保全の必要性については、「このような仮処分が認められると、他の株主の株主権行使の機会を一方的に奪う結果をもたらすこと、決議取消しの訴え……を提起することにより事後的に是正することが可能であること」などの理由から「当該株主総会の開催を許すと、決議の成否を左右し得る議決権を有する株主が決議から違法に排除されることになるなどのために、違法もしくは著しく不公正な方法で決議がされることなどの高度な蓋然性があって、その結果、会社に回復困難な重大な損害を被らせ、これを回避するために開催を禁止する緊急の必要性があることが要求されるものと解するのが相当である（東京高決平成一七年六月二八日）」（前掲東京地方裁判所商事研究会編九〇二頁）とされ、厳格な判断がされてきた。

次に、株主が株主総会会場に入場できず議決権行使がで

きないという点に着目すると、総会決議の取消しに関する学説・裁判例は豊富である。一般的には総会会場に株主が入りきらない場合に参加させないまま決議すれば、総会決議取消の原因となる（前掲東京弁護士会会社法部編四八頁）。会場の収容人数については、経験に照らして予想される出席株主を収容できる会場を準備すれば足りるとしながら、従来の株主の参加実績から十分収容可能であると考えて設営した会場であったが、予想外の株主が参加した結果一部の株主が会場に入場できない事態が生じ、そのことについて会社側に何らの手落ちや責められるべきものがなかったとしても、決議取消事由は客観的にとらえるべきものであるから、一部の株主が入場できないまま開催することは、決議取消事由になると解され（前掲東京弁護士会会社法部編四八頁。大阪地判昭和四九年三月二八日判時七三六号二〇頁、最判昭和五八年六月七日判時一〇八二号一一頁）、会場の拡張や別室での中継を行い、それが不可能ならば、会場の変更を行う必要があるとされる（前掲東京弁護士会会社法部編四九頁）。

このような解釈が出てくる背景としてリーディングケースである、最判昭和五八年六月七日（チッソ株主総会決議取消事件）の影響が大きいと思われる。当該会社の株主総会の従前の出席者は平均九〇名程度、最高で一二一名であったが、昭和四五年開催の株主総会では、東京水俣病を告発する会から一株運動の株主二〇〇〇名が出席するとの事前連絡があった。しかし、会社側が用意した会場の定員は一一一〇名であり、入場できなかった株主が少なくとも三〇〇名存在した。また出席した原告株主からの動議を無視して株主総会は短時間で終了したため、当該株主が株主総会決議の取消を争った。原審は、二〇〇〇名を収容できる会場が確保できなかったとしても、とくに不当ということはできないとしながらも、「入場できなかった株主が約三〇〇名存在し……少なくともこれらの株主が質問、動議の提出その他により議案の審議に参加し、議決権を行使することができなかったのは明らかである。被告会社としては、本件総会出席のために参集したすべての株主に対し、何らかの方法で議決権行使の機会を与えるべきであり、かりに本件総会当日、総会場の物理的状況等によりそれが不可能であったとすれば、総会の期日を変更し、延期しまたは続行することにより、株主のために右機会を確保しなければならず、かつ、それは可能であって、右のような措置をとらないでした本件決議は、その方法において株主に議決権を認めた法令の趣旨に違反するものといわざるを得な

い」と判示した。なお、本件の原審では、原告株主の修正動議無視の点に重大な瑕疵があるとし、「控訴会社がことさら狭隘な会場を選定して会社関係者以外の株主の出席を妨害したような事情の認め難いことは右引用部分掲記のとおりであって……またこれら場外株主が……本件議案に関する具体的な動議を用意していたことの資料もなく……この点の瑕疵は……重大視すべきものではないと考える」とも判示している。

当時の評釈においても、「議事運営の不公正等の事情があるならば（たとえば出席株主からの延期・続行の動議を議長がとりあげないとか……）、その点決議の成立手続きが著しく不公正なものとして取消原因を生ずることはあるであろう」と述べて、動議無視の問題であると指摘するものがあった（今井宏「『チッソ』株主総会と決議の取消」ジュリスト五六一号（一九七四年）六七頁）。近時の論考でも、昭和五八年の判旨は、会場に入場できなかった株主がいたことの瑕疵の重大性を肯定したものはなく、合理的な範囲内での入場制限ではあっても違法となり決議取消の瑕疵に当然に該当するものとはいえないという評価がある（飯田秀総「新型コロナウイルス時代の株主総会」ジュリスト一五四八号（二〇二〇年）四五頁）。一方で、出席株主に議決権行使の機会を与えなかったこと自体が、本件決議の取消原因となると解すべきという見解もある（龍田節「株主総会の決議方法の法令違反と著しい不公正」商事法務七八六号（一九七七年）三〇頁）。

四、本章と次章においては、コロナ禍における議論を時系列順に確認していく。新型コロナウイルスに関する限定された情報の中で二〇二〇年六月に株主総会の開催を可能にするための議論に展開された二〇二〇年上半期の議論、初期の混乱がある程度落ち着いた二〇二〇年下半期の議論、マスク着用などの感染対策をすれば一応の社会活動が可能となった二〇二一年以降では議論の前提が異なるように思われる。また、それぞれの主張も先行する議論を前提に深められ、学説を整理できる状況には未だ到達していないからである。

まず、当時の法規定では、少なくとも物理的な会場で株主総会を開催する必要があるとされていたことと、従来の議論では、少なくとも来場が予想される株主を収容できる会場を確保する努力が求められると考えることもあり、経済産業省及び法務省は、令和二年（二〇二〇年）四月二日付けで、「株主総会運営に係るＱ＆Ａ（以下Ｑ＆Ａとい

う)」(https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html(二〇二三年八月二二日閲覧)なお、同文書は、令和二年四月一四日更新、令和二年四月二八日更新にてQ2の第三パラグラフを追加、令和五年(二〇二三年)三月三〇日最終更新にてQ6を追加している)を公表した。この中のQ2では、会場に入場できる株主の制限は新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において……会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えますとし、さらにQ3では、株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることも可能としている。

これを受けて、コロナ禍における株主総会への入場制限について、学説を時系列順に整理すると、従来の解釈においても裁量棄却になる可能性があるとするものと、従来の解釈からはそのような解釈は難しいが、コロナ禍という特殊事情を考慮すると結論として裁量棄却になるとするものが大勢である。

①藤田友敬=三笘裕=飯田秀総=塚本英巨「座談会 新型コロナウイルス感染症と令和二年度定時株主 総会(上)」(二〇二〇年五月一日)(商事法務ポータル(SH3130)https://portal.shojihomu.jp/archives/32530(二〇二三年五月一八日閲覧))では、見積もりが合理的であれば、想定を超えた株主が来場して会場に収容できなくても取消事由にはならず裁量棄却になる(三笘)、質問権などを考えると……入場できませんと言い切ってよいのかには割り切れない部分があるとしながらも、平時においても少なくとも決議取消が認められてしまうことはなく、裁量棄却にはなる(塚本)ことに言及する。

②田中亘「会議体としての株主総会のゆくえ―『株主総会運営に係るQ&A』の法解釈と将来の展望―」(二〇二〇年六月)(企業会計七二巻六号(二〇二〇年六月)四一頁)では、「バーチャル出席を認めれば、株主の総会出席権自体を奪わずにすむことになると述べた上で、現状では会社に無理を強いるもののように思われるし、書面投票が認められる限り、株主の総会出席権をそこまで強く保障する必要もないように思われる。現状においては、株主にバーチャル出席を認めることなく総会会場への入場を制限すること、すなわち、株主の総会出席権自体を制限することも可能と解すべきである」と述べる(田中亘他「株主総会の現在・過去・未来 二〇二〇年・二〇二一年総会を振り返る〔下〕」商事法務二二八四号(二〇二二年一月)三

○頁でも同趣旨の発言がある）。そして、その根拠に会社法三一五条二項の趣旨を踏まえた信義誠実の原則（民法一条二項）をあげる。さらに出席制限の仕方は、株主平等の原則の趣旨に沿ったものである必要があると解されるとし、たとえば、予定人数を定めた事前登録制とし、それを超える登録申請がある場合は先着順又は抽選によるものとすれば、平等原則の趣旨を満たすと解されようと説明している。

③飯田秀総「新型コロナウイルス時代の株主総会」（二〇二〇年八月）（前掲飯田四五頁）では、「従来の議論からするとかなり柔軟な解釈を認めるもの」としつつ、「上記のような解釈は、会社法の体系からややはみ出すところがあるように思われる……上場会社にける招集通知の現代的機能は、議題・議案を検討するための時間を株主に与えること、および、必要に応じて他の株主に特定の方向での投票をするように説得したりするための時間を株主に与えることにあるのであって、当日の会議への物理的な出席の確保は必ずしも中心的なものではないと考える方が、実態に即した議論になるように思われる……このような考え方がどこまで整合的であるかについては、論者によって評価が分かれるであろう。そうであるがゆえに、入場規制を正当化する根拠としては、新型コロナウイルスの状況下で、株主が総会出席権を無制限に行使することは信義則違反になるといった解釈論上の工夫が必要」とする。さらに、入場制限を悪用したような場合以外は、新型コロナウイルス対応のためにやむを得ずに行われた入場制限であれば、違反の事実が重大でないから基本的には決議取消しに関しては裁量棄却の対象となると評価することは可能であろうと述べる。

④林史高＝西山渉＝畦地英稔＝森﨑なつき「株主総会における感染拡大防止措置と会社訴訟上の問題」（二〇二一年五月）（判例タイムズ一四八二号七頁）では、平時において❶株主の総会参与権を重視して、上記設例について、招集手続又は決議方法の法令違反として、決議取消事由に当たるとする見解から、これを徹底すれば、その人数にかかわらず、決議取消に当たるとする考え方（入場可能株主限定否定説）と、❷株主総会の実情等を重視して、上記設例については、株主の総会参与権の制約が合理的な範囲にとどまるとして、決議の取消事由に当たらないとする見解から、例えば入場可能株主を限定する理由及び限定の態様（人数だけでなく、事前の議決権行使の可否、株主の総会参与権の制約に対する代替措置の有無・内容を含む。）等によっては、決議の取消事由に当たらないとする余地があ

るとの考え方（入場可能株主限定肯定説）があり得る（前掲林他九頁）とし、新型コロナウイルス感染症流行下においては、❷の考え方であれば、（ア）新型コロナウイルス感染症の流行状況及びこれに伴う社会状況（例えば、都道府県によるイベント自粛や施設の使用停止の要請の有無）、（イ）（ア）の状況下で株主総会を開催する必要性（株主総会の開催延期をした場合との影響の比較を含む。）及び会場の確保状況、（ウ）限定された入場可能株主数及びこれと例年の出席株主数との比較、（エ）事前の議決権行使の可否や株主の総会参与権の制約に対する代替措置の有無・内容（例えば、書面等による議決権行使や株主総会でウェブ傍聴等がみとめられているか）等を踏まえて、入場可能株主数の限定が相当な程度を超えるものでないといえれば、株主の総会参与権の制約も合理的な範囲にとどまるとして、決議の取消事由に当たらないとの考え方があり得るだろうとする。さらに、❶の考え方でも、前記（ア）～（エ）の事情を踏まえ、株主の総会参与権の制約として許容され、決議の取消事由に当たらないとの考え方を採る余地もあろうとする（前掲林他一〇頁以下）。

五、また、バーチャル株主総会による代替手段が提供される場合には入場制限が許されるとの見解もある。これらの見解から反対解釈をすると、書面又はインターネットによる事前の議決権行使しか認められていなかった本件では、取消原因となるとの結論を導く余地がないわけではない。

①二〇二〇年一〇月一三日に公表された日本経済団体連合会「株主総会におけるオンラインの更なる活用についての提言」（https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/092.html（二〇二三年五月一八日閲覧））では、「感染拡大時であるか否かを問わず、DXを推進する中で株主に対して株主総会への多様なアクセシビリティを提供することは時代の要請であり……例えば、株主総会の会場を自社会議室などに設定し、株主の来場を事前登録制等を活用して限定しつつ、その代わりに株主のインターネットによるアクセシビリティを高める方策を取ることが考えられる」とした。

②上記の提言を受けて、宮内優彰「バーチャル株主総会についての展望と課題―経団連提言の構成に沿って―」商事法務二二四四号（二〇二〇年一〇月）四八頁では、ハイブリッド出席型（一方的な傍聴でなくオンラインで参加する株主も議決権行使ができる形）であれば、「過年度のリアル出席株主数およびハイブリッド出席型の導入によりオンライン出席に移行すると予想される割合から合理的に導

かれるリアル出席株主数が収容可能な会場を用意していれば、万が一、来場した株主の全員が会場に収容できなかったとしても、決議取消事由に当たらない、あるいは、少なくとも裁量棄却の要件の一つである『違反する事実が重大でなく』に該当すると解し得るように思える。株主が入場できなかった瑕疵が争われた事件としては、チッソ株主総会決議取消事件が挙げられるが、同事件は、オンライン出席という代替手段が用意されていなかった時代のものであり、かつ、来場株主の二〇％程度もが入場できなかった事例であることから、同判例の射程がただちに及ぶとは考えにくい」との見解が示されている。

③さらに、中川雅博＝白木絵利加「本年株主総会における議事運営の工夫」商事法務二二七九号（二〇二一年一一月）四八頁では、「一般論としては、平時において、リアル会場への株主の入場を制限する措置をとることは難しいであろう」とした上で、「一方で、バーチャル株主総会を開催するには、株主総会への一定のアクセスが保障されているため、事前登録制を活用しつつ、平時において、リアル会場への株主の入場を制限することを許容する余地はあるように思われる。少なくとも、出席型であれば、株主の総会出席権はバーチャル出席というかたちで保障されているのだから、リアル会場への株主の入場を制限しても差し支えないと考える」との見解もある。

③倉橋雄作「バーチャル株主総会のさらなる活用（Ⅱハイブリッド型バーチャル株主総会における会場規模の縮小とＷＥＢでの質問受付）」商事法務二二九六号（二〇二二年六月）三一頁でも、「合理的な来場者予測数に基づく会場選定は許容されるはずであり、ただちに決議が取り消されることはないであろう。特にハイブリッド出席型の場合で、スマートフォン等でバーチャル出席が可能な仕様となっていれば、理屈上は、入場拒絶者もバーチャル出席に切り替えて質問権の行使をすることができる」とする。しかし実務上はそうした混乱や不確実性を生じさせるわけにはいかないとし、本件のような「定員制と事前登録制を併用することが考えられ……事前登録外の株主の入場を拒否した場合」でも、「ハイブリッド出席型の場合、株主はバーチャル出席によって質問権の行使も議決権行使も可能であることからすれば、リアル会場に出席して株主権を行使する機会の保障は法的保護に値する利益ではなく、リアル会場の入場者を事前登録者に限定することも許容されるのではないか」と述べており、少なくともハイブリッド出席型という代替手段があれば平時においても制限が可能と

の見解がある。

六、次に、本件に関する先行研究を整理・確認した上で、検討を行いたい。まず、事前に来場者数の予測できていた場合に、収容の努力や代替手段の確保を行わない場合は、株主総会出席権に対する合理的制約とならないとの指摘がある。

①弥永真生「抽選により総会に出席できる株主を限定することに問題はないのか」金融商事判例一六五二号（二〇二二年一一月）五頁では、「事前登録制を採用したことによって、Y_1銀行は出席希望株主が二〇六名をはるかに超えることを認識している以上、それに応じた方策を講ずることがY_1銀行には求められるのではないか。質問および動議提出ができるバーチャル総会へのオンライン参加を確保しない以上、実会場での参加を可能とするための方策を講じるべきであったのではないかと思われる。すなわち、本決定の事実認識を前提とする限り、Y_1銀行は合理的に予測した（把握した）出席希望株主が出席できるような会場を確保する努力を行わなかったのであるから、本件においては、株主の総会参与権の制約が合理的な範囲にとどまっていたと評価することは難しい」と述べている（弥永真生「不十分な収容人数の会場の選定と抽選による出席可能株主の決定の許容性」ジュリスト一五七五号（二〇二二年九月）三頁、入江政幸「新型コロナウイルスによる株主総会の出席登録抽選制」金融法務事情二二〇八号（二〇二三年四月）七二頁も同旨）。

この点、②田澤元章「株主総会会場の収容人数に合わせた抽選による出席株主の決定」法学教室五〇八号（二〇二三年一月）一二九頁でも、「従来の学説は、株主に総会への出席権が保障されることを前提に、事前に合理的に予想される出席株主数を収容できる会場を確保することを会社の義務と解するのに対し、決定要旨……は、一般論として株主の総会出席権も無制限に保証されるものではなく、『会場の規模』や『時間的制約』等により制約される旨を述べる。それが、本件のように会社が用意した会場の収容人数を前提に、それに収まるように会社の指定した方法で入場株主数を制限してよいことを含意するものとすれば、現行法の解釈としては疑問がある（小柿徳武「株主総会への出席に関する事前登録制の採用と総会参与権」ジュリスト一五八三号（二〇二三年四月）八〇頁は、全ての株主が議案提案権を有していることも考え合わされれば、予備的請求については、（合理的な事前登録制の下で）一部株主

を優先的に出席させることは株主平等取扱いに反して認められない（最判平成八月一一月一二日判時一五九八号一五二頁参照）ことを根拠として、否定されるべきであったと思われるとする）」とし、さらに、Y社は「出席希望株主が……会場の収容人数を超えることを合理的に予想していたから事前登録制を採用したと思われるが、そうであれば、従来の学説の考え方からすると、出席希望株主が総会に参加できるよう、通信設備で接続された複数の会場の設置やオンライン出席の併用等の対応をすべきであり、それらが不可能な場合に初めて、本件の事前登録制がやむを得ないものと評価できるのではないか。感染拡大防止という公益目的があるにせよ、それだけで本件の事前登録制はやむを得ないものであり合理性が認められるとする決定要旨……には疑問がある」と述べる（大野洋人「コロナ禍における株主総会の開催に際し抽選制を採用し出席株主を制限すること等の可否」税務事例五五巻二号（二〇二三年二月）七〇頁も同旨）。

以上の先行研究を参考に、本件について主に総会開催禁止の必要性の観点から検討を行いたい。まず、株主の総会出席権の制限は可能か否かについてであるが、従来の議論においては、会社側は来場する株主を収容する会場を確保する努力が求められることに異論はなかった。株主総会の取消訴訟において裁量棄却となるのは、不本意にも会社側の合理的な来場者予想を超えてしまった場合で、入場できず議決権行使ができなかった株主が決議に影響を与えない場合などに限定されることから考えると、原則として、株主の総会出席権は保障されていると考えるべきである。ただし、例外的に本件で問題となっているような公衆衛生上の問題から、大人数が集まることを抑制する社会的利益の方が大きいという場合には、人数制限などの措置が正当化される場合もあり得ると思われる。その根拠を信義則による制限と捉えるのかはともかく、そうした制約を課す場合には、会場分散や代替手段などの検討を尽くした上で初めて許容されるものと考えられる。この考え方はQ＆Aが述べる「やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において」との条件とも整合的だろう。このような考え方を前提に以下で検討を行いたい。

まずは、本件がQ＆Aのやむを得ないと判断される場合であったのかについてであるが、二〇二二年六月の株主総会招集から開催までの間、静岡県には緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は発出されておらず、期限の明記のない県の対応方針四があるだけであった。一応、この対応方針

四の存在をもって有事下であるということはできるかもしれないが、対応方針四では、催物（イベント等）の開催制限について、大声なしの場合は収容率一〇〇％、大声ありの場合は五〇％以内となっており、通常株主総会は、スポーツ観戦やライブ会場とは異なり大声での声援は行われないから、通常開催できたはずである。本決定では、対応方針四が感染リスクを軽減するため、上記制限の範囲内であっても主催者が自主的に制限を設けることを要請している状況にあることなどからすると、出席株主の限定もやむを得ないと結論付けているが、理由として説得力が十分とはいえない（なお、本決定では取り上げられていないが、二〇一八年の不正融資事件以後、被害者団体が社長解任案を提出するなど紛糾しており、二〇二一年には会場前に被害者が集まり、株主総会では怒号も飛び交ったとの報道もあるが（朝日新聞「スルガ銀株主総会 大荒れ『融資巡る被害、一括対応を』」二〇二一年六月三〇日朝刊一九頁（静岡全県））、対応方針四が想定している大声を常に出すことを前提とした分類に念の為にすることは無理があると考えられる）。

次に、先行研究でも指摘のある、事前登録制で参加希望者が把握できている点についてであるが、Y社が事前登録制を採用したため、株主総会への参加希望人数を把握していたのであれば、それに合わせた会場準備ができたはずではないかとの指摘には賛同する。会社側は、人数に合わせて会場を複数個用意して、会場を繋ぐことも可能であったはずである。実際に会場となったコンベンションホールには、より大人数を収容できるホールや別の会議室が存在していたことを合わせて考えると、仮に有事下であったとしても、参加希望者を収容できる施設を探す努力は必要であると思われる。会社側としては、Q&Aに書いてあるから可能と考えたのかもしれないが、例外的に人数制限が許容されるのは総会出席を制約する社会的利益が大きく上回る場合であると考えるべきである。Q&Aは、飽くまでガイドラインであり実情を考慮した対応を行う必要があったと思われる。

ただし、このように考えると、株主総会への参加希望の事前登録制や事前アンケートを行うことは、何か不祥事が発生したなどの事情から、株主総会を穏便に短時間で終了させたい会社側からすると、藪蛇になってしまう。来場者のアンケートを行わず、感染対策を理由に座席数を少なくした会場を用意しておいて、入場制限を行う方が合理的となってしまい株主間の公平性の観点からいうと逆選択が起

こってしまう問題が懸念される。

さらに、代替手段が必要であったかの検討と、総会出席の人数制限をする場合に出席型オンライン株主総会が必須となるかについて検討しておきたい。本件では、株主総会出席以外の代替手段は書面による事前の議決権行使しかなかった。なお、決定要旨では、本件原告グループの一部は事前登録の抽選に当選していたから、落選した株主は委任状を当選株主に託すことで当選株主を通じた質問権の行使や動議への賛成票の投票ができたとの言及もあるが、原則的に株主の総会出席権は保障されるという従来の解釈からすれば会場における権利行使ができないため、反対派株主の一部が当選したという偶然の結果を理由に本件で問題となっている人数制限を正当化できない（この点、船津浩司「スルガ銀行定時株主総会開催禁止等仮処分命令申立事件の検討」資料版商事法務四六二号（二〇二二年九月）一〇七頁も「事前の制度設計としては理論的に問題がある……そのような問題点を認識しつつ本決定が問題なしとしたのだとすれば……〝偶然〟の結果による正当化のほか考えられないように思われる」と指摘している）。一方で、既に紹介した通り、出席型オンライン株主総会を併用する場合は人数制限が認められるとの見解が展開している。この点、本件とは関係ないが、出席型オンライン株主総会であれば、オンライン上で質問権の行使や動議の提出も可能であるため、それは株主総会への出席と評価できるのではないか。物理的な株主総会ですら本会場（第一会場）が満員であれば、本会場と中継で繋げた第二会場に株主を案内することになり（前掲東京弁護士会会社法部編四八頁）、当該株主はそうした着席位置について不満足だとしても判例は許容してきた（最判平成八年一一月一二日（四国電力事件）判時一五九八号一五二頁）。このような考え方には異論もあるかもしれないが、人数制限により参加できないとしても、オンライン出席が可能であるならば、その座席数は理論上無限であるから、代替手段という議論は不要になるように思われる（実務的には、出席希望の高齢者株主は情報機器の扱いに習熟していないというデジタルデバイドの問題などもあるが、一方で、株主総会参加のための交通費や移動時間などが不要になり、株主の負担軽減になる側面もあり、会場へのアクセス困難という問題は従来と現代では違った見方ができるだろう）。しかし、二〇二二年六月の時点で、出席型オンライン株主総会が一般的であるかと言われると、そうとは言い切れない。当時の状況においては、本件のように、事前の議決権行使しか用意されておらず、株主総会

出席の人数制限が行われたとしても、大人数が集まることを抑制する社会的利益の方が大きいという場合には、例外的に許容される場合も理論的にはあり得よう。

最後に結論を述べたい。本件で検討した論点を逐次当てはめをしていくと、①招集通知発送時点では県の対応方針四があったが、その中で最大限の制限を実施することには問題がある、②人数制限の数が参加希望者を上回っていても会場確保の努力がされていない点は問題がある、③少なくとも二〇二二年時点では出席型オンライン株主総会は一般的でなく問題ないとの結論になり、①②の対応については問題があったとの結論を一応得ることができる。株主の総会参与権は原則として保障されるべきであり、有事下においてQ&A等のガイドラインでその制約を認める見解が示されたとしても、有事の程度（感染症対策要請の程度）や代替手段（別会場確保の努力等）が尽くされた上で、株主総会出席を制約する社会的利益が大きく上回る場合と言えるような状況にあるか否かで判断すべきであり、本件では、そのような制約が認められるための状況や対応がされていたとは評価できない。Q&Aは、飽くまで限界事例で許容される解釈であり、少しでも新型コロナウイルス感染症蔓延の恐れがあれば、すべての事例に適用されるとは考えられない。このように、不当に株主総会への出席が制限される株主が存在する以上、保全の必要性はあると考えることもできるが、一方で、株主総会開催禁止の仮処分は前述した理由から慎重な立場を取っていることを考慮すると、本件の結論も理解できないわけではない。それでも、本決定が感染リスクの軽減が要請されていることを根拠として、地域の実情を軽視した点には問題が残る。

長畑　周史